保発0531第１号

令和6年5月31日

都道府県知事

地方厚生（支）局長　殿

厚生労働省保険局長（　公　印　省　略　）

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年６月１日以降（１の（２）注２に係る部分、（３）及び（４）並びに２の（１）注に係る部分、（２）及び（５）に係る改正については本年10月１日以降）の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

１　はり、きゅう

（１）初検料

①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

１，９５０円

②　２術（はり、きゅう併用）の場合

２，２３０円

（２）施術料

①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

１回につき　１，６１０円

　　②　２術（はり、きゅう併用）の場合

１回につき　１，７７０円

注１　はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として１回につき１００円を加算する。

注２　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき２５０円を加算する。なお、片道１６キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（３）訪問施術料

　　訪問施術料１

①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

１回につき　３，９１０円

　　②　２術（はり、きゅう併用）の場合

１回につき　４，０７０円

　　訪問施術料２

①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

１回につき　２，７６０円

 　 ②　２術（はり、きゅう併用）の場合

１回につき　２，９２０円

訪問施術料３

（３人～９人の場合）

①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

１回につき　２，０７０円

②　２術（はり、きゅう併用）の場合

１回につき　２，２３０円

（10人以上の場合）

①　１術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

１回につき　１，７６０円

②　２術（はり、きゅう併用）の場合

１回につき　１，９２０円

注１　はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として１回につき１００円を加算する。

注２　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき２５０円を加算する。

注３　片道１６キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（４）往療料

１回につき　２，３００円

注　片道１６キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（５）施術報告書交付料　４８０円

２　あん摩・マッサージ

（１）マッサージを行った場合

１局所１回につき　　　４５０円

２局所１回につき　　　９００円

３局所１回につき　１，３５０円

４局所１回につき　１，８００円

５局所１回につき　２，２５０円

注　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき　２５０円を加算する。なお、片道１６キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（２）訪問施術料

　　①　訪問施術料１

１局所１回につき　２，７５０円

２局所１回につき　３，２００円

３局所１回につき　３，６５０円

４局所１回につき　４，１００円

５局所１回につき　４，５５０円

　　②　訪問施術料２

　　１局所１回につき　１，６００円

２局所１回につき　２，０５０円

３局所１回につき　２，５００円

４局所１回につき　２，９５０円

５局所１回につき　３，４００円

　　③　訪問施術料３

　　（３人～９人の場合）

１局所１回につき　　　９１０円

２局所１回につき　１，３６０円

３局所１回につき　１，８１０円

４局所１回につき　２，２６０円

５局所１回につき　２，７１０円

（10人以上の場合）

１局所１回につき　　　６００円

２局所１回につき　１，０５０円

３局所１回につき　１，５００円

４局所１回につき　１，９５０円

５局所１回につき　２，４００円

注１　特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として１回につき２５０円を加算する。

注２　片道１６キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（３）温罨法を（１）又は（２）と併施した場合

１回につき　１８０円加算

注　温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、３００円とする。

（４）変形徒手矯正術を（１）又は（２）と併施した場合

１肢１回につき　４７０円加算

注　変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

（５）往療料

１回につき　２，３００円

注　片道１６キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

（６）施術報告書交付料　４８０円